

先生各位

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0630第2号」により下記の検査項目に検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2020年（令和2年）7月1日から適用

● 新規保険収載項目

項目名	保険点数
抗リン脂質抗体検査 （抗カルジオリピンIgG/IgM抗体、及び抗 β 2グリオブロテインI IgG/IgM抗体の測定）	696点

● 検査方法が追加された項目

項目名	保険点数
オートタキシン 〔化学発光酵素免疫測定法〕	194点
HCV核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法〕	437点

詳細は裏面をご参照ください。

● 詳細内容

検査項目	保険点数	判断料	診療報酬 点数表区分	備考
抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定)	696点 (232点×3回分)	免疫学的検査判断料 (144点)	「D014」 の27	抗リン脂質抗体検査（抗カルジオリピン IgG/IgM 抗体、及び抗β2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定）は、「27」を準用して算定する。 ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLIA 法を用いた免疫学的検査で抗カルジオリピン抗体及び抗β2 グリコプロテイン I 抗体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリピン抗体の所定点数の3回分を合算した点数を準用して一連の治療につき2回に限り算定する。 イ 「25」の抗カルジオリピンβ2 グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
オートタキシン [化学発光酵素免疫測定法]	194点	生化学的検査(I) 判断料 (144点)	「D007」 の46	ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を用いた蛍光酵素免疫測定法又は化学発光酵素免疫測定法により、慢性肝炎又は肝硬変の患者（疑われる患者を含む。）に対して、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に実施した場合に算定する。 イ 本検査と「37」のプロコラーゲンⅢ-ペプチド（P-Ⅲ-P）、「36」のⅣ型コラーゲン、「39」のⅣ型コラーゲン・7S、「43」のヒアルロン酸又は「46」のMac-2結合蛋白糖鎖修飾異性体を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。
HCV 核酸定量 [TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法]	437点	微生物学的検査判断料 (150点)	「D023」 の13	ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプローブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法により、急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の選択及び治療経過の観察に用いた場合にのみ算定できる。 イ 治療経過の観察の場合において、「13」のHCV核酸定量及び「9」のHCV核酸検出を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。